福祉文教委員会会議録

令和2年3月6日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:14

【案件】

- 1. 議案第28号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 2. 請願第 2号 子育て支援センターのあり方について再考を求める請願
- 3. 議案第 7号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- 4. 議案第16号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
- 5. 議案第27号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 6. 議案第42号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)
- 7. 議案第43号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)
- 8. 議案第44号 訴えの提起 (旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)
- 9. 議案第52号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算 (第7号)

【 報告事項 】

- 1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の決定について
- 2. 児童虐待に関する年次計画等の策定について
- 3. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
- 4. 生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件について
- 5. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について
- 6. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」案について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第28号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」及び「請願第2号子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部に「議案第28号」についての補足説明を求めます。

○子育て支援課長補佐

「議案第28号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足 説明をいたします。

平成30年4月より運営委託を行っております街なか子育てひろばについて、令和3年4月より指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書の24ページから25ページにかけて条例案、26ページから27ページにかけてが資料の新旧対照表になります。26ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正といたしましては、条例の第3条、指定管理者による管理については、市長は指定管理者に支援センターの管理を行わせることができるを追加するものです。第5条の指定管理者が行う業務といたしましては、1、支援センターの利用に関すること。2、支援センターの維持管理に関すること。3、前条に掲げる事業の実施に関することなどを追加しております。第9条、利用者としましては、子育て支援センターは、児童福祉法第6条の3、第6項に基づき、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業とされておりますので、支援センターは、乳幼児及びその保護者が利用することができるを追加しております。条例第10条、利用の許可としまして支援センターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない等の利用許可を追加しております。第12条、利用許可の取り消し等については、利用の制限に該当する行為を繰り返

し行うなどの行為が見られる際に、利用許可の取り消しができるように条項を追加しておりま す。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

お諮りいたします。議題中、「請願第2号」を審査するに当たり、紹介議員として江口 徹議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○江口議員

「子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」の紹介議員として、趣旨説明を させていただきます。

本請願は要旨にありますように、子育て支援センターの利用者並びに支援の現場の意見をしっかりと聞いてくださいということ。そして、また利用者に関する制限に関しては、現場の判断を尊重してくださいということ。また、3点目として、各子育て支援センターの子育て支援などが十分かつ多様なものとなるように、また、地域格差がなくなるように、各子育て支援センターのあり方について再考してくださいというものでございます。

この請願を出すようになったきっかけというのは、もともとずっと庄内の支援センターのほうでは、乳幼児から育った子どもたちがずっときていたわけですが、それが大きくなって、小学校に入ったら、残念ながら断る、入室を断るような状況が続いていました。請願の理由の中に、中段に書いておりますが、現在の飯塚市の子育て支援センター条例には、利用者に関する制限は何らないんですが、市からの指示により、小学生以上の子どもは入室が禁止となっていました。このことによって、子育てで応援する場のはずの支援センターが、例えばゼロ歳の子どもがいる、そしてもう1人が小学校1年生になったとしますね。もともとそれがゼロ歳と年長だったら一緒にこれていたんです。これが1年たって1歳と小学校1年生になったと、今まで行っていた支援センターにやはり夏季休業中とか、夏休みのときとかに行こうと思ったんだけれど、これは残念ながら、入っちゃいけないよという、ごめんなさいねという、お話をしなくちゃいけなかった。じゃあどこへ行けばいいのというところに対し、何ら答えることができずに困っていたというのが現状であります。このことを何とかしたい、していただきたいということで、「かてて!」さんのほうとしては再三、市側のほうにこれを変えていただきたいというお願いをしておりましたが、これについては、残念ながら決まりですので、このままやってくださいというふうなお話でした。

今年度は、子ども・子育て会議が開かれ、来年度以降の子ども・子育て支援事業計画が審議されていました。この中にも、子育て支援センター当然ことながら、事業として入っていますので、ここに関して意見というふうな形で出されておりましたが、それについては、残念ながら、審議されずにそのままの状況でございます。そしてその後でこの条例が出てきて、条例の中に、利用者と書いてあって、利用者が乳幼児及びその保護者と書いてあるのでは、これだったらもう今までお願いしてきたことが確実にこれはだめになると思って、この請願が提出されております。実際に今まで遊びに来ていたお子さんの成長を一緒に喜んでいたはずが、小学校の入学とともに、もうここには入れませんとドアを閉めるスタッフの苦しさをご理解ください。

これは請願の中の文章です。幾つか読み上げます。また、低学年の子どもを留守番させてまでセンターにこられない。そのとおりだと思います。そういった親子の声に耳を傾けていただきたい。このことは、支援センターがもう7年目に入ったことから、だんだん子どもたちがどんどんどんどん大きくなって、さらに、現場としてはそのような状況がふえたということがあります。現実に他の自治体では、支援センターに小学生以上の子どもも利用可としているところもあります。表向きはそうではないんだけれど、昨日の本会議で川上議員の質問に対し、市

側が新しく、柔軟な対応ということの提案がございましたが、そのような形でやっておられるところもあると聞いております。国の法令では、子どもは18歳までです。そこまで切れ目のない支援をするためにもそういった形でさせていただきたい。またあわせて、いろんなチャレンジができるんだと思っています。例えば街なか、街なかの周りには、それこそ商店街でありますので、高齢者の方々もいっぱい歩いておられます。高齢者の方々を呼んで一緒に交流するというイベントをしようにも、今の状況ではこの条例をそのまま読んだ段階ではできないと私どもは判断しました。そしてまた、妊婦さんが支援センターに相談に来ること、また、そして、小学校の子ども、ずっと来ていた親子が小学校に上がったと。そうすると、乳幼児及びその保護者には該当しなくなるんですけれど、それでも小学校で何か困り事があって、今まで相談にのっていただいていた支援員さんとちょっと相談をしたいと思っても、こられない状況になりかねなかったと思っております。そういったことから、この請願は出されました。

資料として提出させていただきたいものがございます。先ほど申しました子ども・子育て会議での市民意見、そしてその市民意見の中で、関連するものと思われるものを抜粋したものを資料として用意しております。ぜひ資料として提出させていただけるよう、委員長に取り計らいをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:10 再 開 10:10

委員会を再開します。江口委員、資料の内容を説明していただければ。

○江口議員

先ほどお話ししましたが、子ども・子育て会議に、来年度以降 5 年間の子ども・子育て支援 事業計画を立てているわけですが、それに対する市民意見募集が 1 2 月から 1 月にかけて行われました。そこに出された市民意見の資料が 3 種類ございます。それとあわせてその中から、この子育て支援センター、この請願並びに条例に関連すると思われるものを抜粋したものというふうな形になります。

○委員長

今、資料の内容の説明が江口議員のほうからされました。ただいま、江口議員から資料を提出したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。資料の提出を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。資料をサイドブックスに掲載させます。

○江口議員

資料の説明をさせていただきます。この資料名はどうなっているかわかりませんがR1-9-SIRYOU、1、2、3、これは、今年度の第9回の子ども・子育て会議に出された資料です。この部分は、先ほど申しましたように、市民意見募集として出されたものです。この中で、関連するものと思われるものを、議案参考資料として抜粋をしております。ここにある参考資料の一番上に5とありますよね。その次は17とかあるんですが、これは資料の中の、市民意見募集で3種類の資料が出ているわけですが、資料3の中の通し番号、市民意見の通し番号となっています。最初の5番のところでは、福岡から地元飯塚へ戻ってこられた方が、実際には、小学校に上がった子どもたちが学童を利用してできない子どもたちが遊ぶ場所がないとかですね、そういった部分をきちんとやっていただけないとかという意見でございます。そして次の17番。まさにこの部分、これは請願代表者が書かれたとお聞きしております。これがベースにあって請願ができております。次の19番、これは同じような支援センターに対して令和5年に拠点が穂波にできるということで、それについては非常にありがたいと。だけれ

ども忘れられている視点があるということで、利用ニーズとして複数の兄弟姉妹のいるご家庭から一緒に入らせてほしいという要望が上がっているということに関して書かれております。最後の59は、これは児童センター及び児童館について書かれています。この方は吹田市におられたみたいで吹田市の児童センターに関しては児童クラブとしての利用はないので、通年の幼児向けの講座だったりとか、図書館があったりとかいうふうな形で、子育て支援、保護者の交流の場として活用されていると。北九州も児童センターでいろんな方々が使うと。ところが飯塚では児童センターがイコール児童クラブとなっていると。就学前の子どもに関しては、支援センターという場所があるんだけれど、児童期に入ると場所がなくなってしまうと。そういったことを書かれています。参考のため提出させていただきました。こういったことがございます。

先ほどお話ししましたように、ここの部分、昨日の議案質疑の中で柔軟な対応という話がございました。なかでやむを得ないときは、利用を認めるというようなお話でしたので、そういったことができるんであれば、請願と条例はバッティングしないということが、考えられると思いますが、そういった各支援センターの創意工夫ができるような、やり方をしていただき、それこそ柔軟な対応がしていただけると、例えば街なかが年金支給日におじいちゃん、おばあちゃんが上がってきて、子どもと触れ合う。そういったチャレンジもできるとか、そういったこともできるかと思います。そういったことを含めて、現場の、ぜひ現場の判断を尊重していただきたい。またあわせて、その現場の声をしっかり聞いていただきたい。そして、中長期的にもあり方について検討していただきたいという請願でございます。皆さん方のご賛同をお願いして趣旨説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。江口議員、本日はお忙しいところありがとうございました。次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

きのうの議案に対する質疑、いろいろなご答弁をいただいていたみたいなんですけど、改めてこの委員会、常任委員会は審議する場ですので、確認の意味を込めてもう一度聞かせていただきます。まず、条例の一部改正に至った経緯、そこら辺について、きのうもご答弁ありましたけど、再度お願いします。

○子育て支援課長補佐

平成30年度から業務委託をしている街なか子育てひろばの契約期間が令和2年度までとなっており、令和3年度から指定管理者制度を導入する方向で決定いたしましたので、条例の一部改正をすることとしたものでございます。

○吉田委員

条例改正で指定管理を導入したいということですけど、その指定管理、これはやはり指定管理するに至っては、やっぱりメリットがあるということでなされたと思うんですけど、その点についてはどういうお考えになったのかお答え願いますか。

○福祉部次長

指定管理にするメリットということでお尋ねで、昨日の議案質疑の中でも、お答えさせていただきましたが、当初直営でやっておりました。その後、休日、土曜休日、日曜休日、そういうものも開けるということで、民間委託のほうに移行しました。3年間がたって令和2年度までで委託のほうで、長期委託ということでやっております。この分が今実証としてやっていますけれども、順調に委託の中でやっていけるということでございます。指定管理にしますのは、その分で指定管理をやることによって、民間のノウハウ等がもっと生かせるようになるという

ふうに考えております。それと施設一体型でやっておりますので、施設管理もあわせて効率的な運用もできるのではないかということで、指定管理のほうにするということで今回の条例改正を上げさせていただいております。

○吉田委員

メリットについては、きのうもお答えいただいていましたけど、私もそのように思います。 続きまして今回の条例の一部改正には第9条に利用者について制限がなされております。乳幼 児及びその保護者が利用することができると記載が追加されていますが、利用者を乳幼児とそ の保護者に限定するのは、なぜなんでしょうか。

○福祉部次長

子育て支援センターにつきましては、先ほど課長補佐からも説明がありましたが、児童福祉 法に基づき、地域の子育て支援機能の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業を実施するために、厚生労働省が定めます地域子育て支援拠点事業実施要領に基づき、市町村が設置するものでございます。その要綱におきまして、子育て支援センターでは、乳幼児及びその保護者を対象として、1番目に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、2番目に子育て等に関する相談、援助の実施、3つ目として地域の子育て関連情報の提供、4つ目として、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を基本事業として実施することとなっておりますことから、第9条で利用者について、乳幼児及びその保護者ということで明記をさせていただいております。現状におきましても、この要綱に基づいて、乳幼児及びその保護者を利用対象者として、各支援センターの事業運営を行っておりますが、現条例につきまして明記をしておりませんでしたので、今回の条例改正に合わせて、利用者の明記をするものでございます。

○吉田委員

それでは、請願のほうでは、小学生以上の保護者が、第2子、第3子を出産した場合、上の子どもたちを子育て支援センターに連れていけないという事態が実際起こってきていると。低学年の子どもさんを留守番させてまでセンターにこられない親子がいるということですが、出産前の妊婦さんや子育てに悩む、就学期のお子さんを持つ親御さんの相談ができるとも聞いておりますが、これについて市は、今後、この第9条を入れることによって、全く外すというお考えなんですか。それともある程度、きのうちょっと答弁があっていましたけど、そこら辺重要になってきますんで、しっかりとお答えください。

○福祉部次長

子育て支援センターは、先ほども述べましたように、厚生労働省が定めます地域子育て支援 拠点事業実施要領に基づき、乳幼児及びその保護者を対象としまして、地域子育て支援拠点事 業を実施するために設置したものでございます。おおむね10組の子育て親子が利用しても差 し支えない程度の広さを確保することとなっております。街なかひろばを除きますと、筑穂、 庄内、頴田の3支援センターの広さは約50平米から60平米の規模でございます。そういう 限られたスペースで運用しております。街なか子育てひろばにおきましては約550平米でご ざいますが、拠点センターということで他の支援センターの4倍から15倍の利用者がござい ます。そうしたことから、小学生以上の子どもたちを制限なく受け入れることにつきましては、 本来の乳幼児、その保護者を対象とした子育て支援センターにおける事業を実施するに当たり、 支障を来す恐れがあるものと考えております。乳幼児及びその保護者が安心して利用できる交 流の場、相談、援助を受けられる場として、子育て支援センターの本来の機能を確保すること はとても重要なことと認識をいたしているところでございます。しかしながら、やむを得ない 事情で乳幼児の小学生以上の兄弟姉妹を連れていかないと、相談に行けないなどもあろうかと 思います。そうしたときに、門前払い的な対応はするほうも、やっぱりされるほうもつらいも のがあろうかと思います。子育て支援センターの運営に支障を来さない範囲であれば、柔軟な 対応をしてもよいのかなと考えておりますので、各支援センターの委託先と十分協議しながら、

共通認識を持って柔軟な対応ができるようにしたいと考えております。また、出産前の妊婦や子育でに悩む就学期の子どもを持つ親が相談に来ることもできないという点につきましては、子育で支援課内に家庭児童相談室があり、子どもの健康や育児、学習、養育など子どもに関するあらゆる相談に相談員が親身に対応しております。相談は外出を原則としておりますが、電話相談でも受け付けておりますし、内容によっては家庭にも出向いて対応をいたしますので、ぜひご利用いただければと思っております。また平成30年4月より保健センター内には、子育で包括支援センターが開設し、母子保健コーディネーターが妊娠、出産、育児まで切れ目ない支援を行うための相談窓口ともなっておりますので、こちらもぜひご利用いただきたいと思います。しかしながら先ほど言われまして、これまで行きなれた子育で支援センターで相談に乗ってもらっていた親御さんが、子どもが小学校に上がった途端、信頼関係がある相談員に相談にも行けないという不安もあるかと思います。そうした場合につきましても先ほどと同様、門前払い的な対応をするのではなく、子育で支援センターの運営に支障を来さない範囲で、柔軟な対応ができるよう、各支援センターの委託先とも十分協議し、子どもの年齢や成長に見合った相談先につなぐ等の柔軟な対応が共通認識を持ってできるようにしたいと考えております。〇吉田委員

ただいま、福祉部次長のほうから答弁ありましたが、これは飯塚市との見解としての対応ということでよろしいんですよね。そこら辺だけ、今担当者が、担当部署が言ってしまったとか、きのうの議場でも言われていましたけど、それは飯塚市の共通認識として我々が受け取っていいということでよろしいですかね。

○福祉部長

ただいまのお尋ねでございますが、今回、いろいろな議員の皆さんも、請願のほうでもござ いますが、市民の、現場の方のご意見として、お届けいただいたのかなというふうに思ってお ります。その件につきましては、今回、こういった形で議論をさせていただいたことで、飯塚 市の中でも十分なコンセンサス、職員の中でも、いろいろな考えがあったものが統一できてい るものというふうに思っております。今回、飯塚市のほうで今までと少し今度、指定管理者を 導入するに当たって、そういった、ちょっとけじめといいますか、明確にすることで、施設の 指定管理者の運用がしやすくすることも合わせまして、こういうふうにしておりますが、基本 的には、あくまでも、幼稚園、就学前のお子様をお育てになっている保護者のための施設です ので、基本的にはそういうところを十分守りながら、今できること、少しでも柔軟な対応がで きるところについては、そこはぜひ進めていきたいというふうに思っておるところでございま す。それぞれ施設によって、大きさが違ったり、事情が違うので一律というのは、なかなかま た難しいところがあると思いますので、そういったところについては、またおいおいといいま すか、それぞれの施設に応じての対応になるかと思いますが、私どもは、今後については、仮 に先ほどから例として挙げられておりますようなケースについても、ある程度やはり柔軟な対 応ができるように、ただし子どもの安全、保護者が来にくくなるような対応はできませんので、 そこら辺は十分気をつけた上で、子どもたちの安全性も安全面も、配慮した中で対応を今後し ていきたいというふうに、思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

資料要求をお願いいたします。一つは、現在の支援センターの委託契約書というのがあると思うんですけど、それとか、街なかその他のものがあれば、全部でなくてもいいんですけど、今回、指定管理者が入りますので、ほかの支援センターは委託になっていたと思いますのでその委託契約書が見たいのと、あとはもう一つは指定管理者制度導入のガイドラインというのが、ホームページで見られたと思うのでこちらの資料要求をお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:32

再 開 10:33

委員会を再開いたします。金子委員再度、要求する資料の説明をお願いします。

○金子委員

委託契約書、それぞれの支援センターの委託契約書、街なかとその以外の支援センターの委 託契約書をお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいまの金子委員から要求があっております資料は提出できますか。

○子育て支援課長補佐

はい、準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:34

再 開 10:44

委員会を再開いたします。資料のほうはでき次第配付させます。ほかに質疑はありませんか。 ○金子委員

先ほど指定管理者にする場合のメリットを聞きましたが、デメリットはお考えでしょうか。

○子育て支援課長補佐

デメリットは考えておりません。

○金子委員

わかりました。コスト面でどのくらいの費用が軽減できるとか、そういうところを教えてください。直営あるいは、今の現状と比較して。

○子育て支援課長補佐

平成30年度の指定管理の金額と比較したところ約100万円ほどの効果があるということで試算をしております。

○ 金子委員

それは年間100万円ということでよろしいですか。

○委員長

そのとおりでございます。

○金子委員

この指定管理に関しては、令和2年までが今回の街なかの契約になっているので、令和3年度から指定管理にしたいからという理由だというふうにお聞きしたいんですが、今、子育て支援センターは街なかを含め4つありますよね。そうですよね。そしてまた令和7年ぐらいに、穂波を建設だっていうふうにお聞きしております。間違いないでしょうか。

○子育て支援課長補佐

穂波地区の子育て支援センターにつきましては、現在、開設場所等について現在検討しております。

○金子委員

それでは、まだはっきり令和6年でできるかどうかわからない。もしかしたら、このまま街なかがあって、頴田、庄内、筑穂の4つのままいくかもしれないし、できるかもしれないという認識でよろしいですか。

○子育て支援課長補佐

子ども・子育て支援事業計画に載っておりますように、穂波地区にも子育て支援センターを 設置する計画となっております。

○福祉部次長

穂波地区についても、つくる方向で今検討しております。できるだけ早い時期につくりたい というふうに考えております。

○金子委員

今回、街なかのみが指定管理ということですが、今後、またほかの3つあるいは4つを指定 管理にする予定はございますか。

○子育て支援課長補佐

今のところございません。

○金子委員

それは何で1つだけが指定管理で、あと残りは委託というふうに分けるのか教えてください。 〇子育て支援課長補佐

先ほども申し上げましたとおり、現在の街なか子育てひろばの運営委託が令和2年度までとなっております。令和3年度からを指定管理として、導入したいというふうに考えております。街なか子育てひろばにつきましては、1つの大きな建物としてありますので、指定管理としてするのが導入推進委員会の中でもありましたように、そのように決定をいたしましたので、街なか子育てひろばについて指定管理としたいというふうにしております。

○金子委員

何で街なかが指定管理に、街なかだけが選ばれるかその理由を教えてください。

○福祉部次長

街なか子育でセンターについては、1つの大きな規模として、建物も独立してつくっております。今施設管理については市が行っております。運営については委託という形に至っておりますが、通常ほかのいろんな施設、市の施設もございますけれども、そういうものの、建物と一体として、運営をしていただいているものについては、基本的に指定管理をするという方向性で市全体の施設については運用しております。街なか子育てひろばセンターについては、一定の規模で1つの建物として運営をしておりますので、ここについてはもう指定管理を導入して建物と一体的に施設管理も含めてやっていただくほうが効率的であるし、機能として充実を図れるということで、街なか子育てひろばについては指定管理ということにしております。

○全子委員

確認ですが街なかひろばは、一体的に利用ができるように、管理、運営を一体的にやってもらいたいんで、街なかひろばのみ、指定管理にするという認識でよろしいですか。

○福祉部次長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今、乳幼児と保護者、どういった方がお子さんを連れて、現状はどういった方が連れてこられてあるんですか。

○子育て支援課長補佐

利用者につきましては平日は、ほぼ母親が連れてこられるケースがかなり多いです。街なか

子育てひろばにつきましては、日曜、祝日、土曜日は比較的父親が連れてこられるケースも多くなってきています。また保護者の割合なんですけれども、祖父母それからおじ、おばが連れてこられる場合もございます。

○兼本委員

この今、第9条で乳幼児及びその保護者というふうに規定されていますけれども、その保護者の規定、保護者というと普通親御さんがいれば親御さんではないのかなと思うんですが、そこはどういうふうな解釈をとったらよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

子どもさんを連れてこられる方が大人の方が保護者として連れてこられる場合は、保護者としてみなして利用の許可をしております。

○兼本委員

ちょっとよくわからないんですけど、隣の方が連れてきて保護者とみなすのか、そのみなすというのをどこまでみなすかをちょっと伺いたいんですけど。

○子育て支援課長補佐

大人の方が子どもさんを連れてこられた場合には、保護者としてみなして利用をしていただいております。

○兼本委員

そうすると大人であれば、誰でも保護者というふうに考えていいんですか。

○福祉部次長

基本的に保護者というのは親御さんになろうかと思います。親御さんがこられない場合もあろうということで、祖父母の方が連れてこられる場合もあると。例えば、ご近所の方がおられて、一緒においご、めいごさんとか、一緒に連れてこられるという場合もありますので、そういう場合も一応保護者として認めて利用していただいているということでございます。

○兼本委員

今回の条例の中で市長が許可をする、利用者に関する許可をするという形になっていますよね、第10条。そのときに判断をして、こういう状況ですというような話を伺って決めていくということでよろしいんですか。

○子育て支援課長補佐

子育て支援センターを利用していただく際には、入館の際に、受付簿に記入をしていただいております。その受付簿に記入していただいた内容で判断をして入室をしていただいております。

○兼本委員

それが今の第10条に、条文化されるということなんですか。

○子育て支援課長補佐

そのとおりでございます。

○兼本委員

それと第5条で指定管理者が行う業務というのが4項ございますけれども、これは委託時点のときの業務内容と何か違うところがあるんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

現在の子育で支援センターの運営をお願いしております委託の業務内容と変わることはございません。失礼しました。指定管理になりますので、施設の管理も含めて、そこがふえることになります。失礼いたしました。

○兼本委員

この指定管理者は何年ごとの更新というふうにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

はい、5年間で考えております。

○兼本委員

先ほどちょっと請願の内容で、答弁された中で子育て支援センターは、このような基本事業がありますよということを答弁いただきました。その中で、最初の1番目に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、2番で子育て等に関する相談、援助の実施というふうに先ほど答弁されたと思いますが、具体的にはまず、これは市のほうから委託ですから、こういう形のものをやってほしいというようなものがあるんだと思うんですが、今現在どのようなことをされていらっしゃるのかお示しください。

○委員長

先ほど要求がありました資料が準備できましたので、サイドブックスに掲載しております。 〇子育て支援課長補佐

資料にあります飯塚市街なか子育てひろば事業運営委託仕様書の4、委託業務内容にございます。1、月曜日から日曜日及び祝日、12月31日から1月3日を除くを開所し、就学前児童を対象とした施設として子育て親子が気軽に集え、交流できる子育て支援の拠点となる場所を提供すること。2番目に、子育てに関する不安を軽減できるよう、相談に応じ、街なか子育てひろばでの対応が困難な相談などは、飯塚市に報告し、関係機関と連携をとり、必要な援助を行うこと。3番目に、子育て親子のニーズを把握し、地域のさまざまな情報や子育てに関する関連情報の提供を行うこと。4番目に、子育て親子を対象に、子育て及び子育て支援に関する講習を月1回以上開催すること。5番目に、子育て親子が集まる場所にスタッフが定期的に出向き、必要な支援や見守りを行うことということが業務内容としていただいております。

○兼本委員

今これはもうほかのところも一緒ということでよろしいですかね、業務内容。1番が違うんですかね。あと、2番の街なか子育てひろばの対応が困難なというところが違うんですか。それともそこは各支援センターの名前が入ってくるということで、いいんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

飯塚市子育て支援センター事業運営委託、庄内子育て支援センターの資料があるかと思います。6番の委託業務内容をお願いいたします。開設の日時が街なか子育てひろばが日曜、祝日を開所しているところとの違いがございます。また5番目に、公民館、児童遊園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所にスタッフが定期的に出向き、必要な支援や見守りを行うこと等が違う点になっております。

○兼本委員

わかりました。今、その業務内容の中で2番に、この中で今回ちょっと請願にも出ていたと思うんですけれども、各支援センターからの意向とか、こういうものがあることによって、もっと内容が充実できるよといったところでの、情報の共有化とか、問題点の共有化とか、そういったものは今までされていらっしゃったんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

定期的に行っております合同育児講座、そのあとの反省等を踏まえて、いろいろ情報共有を 図っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

まず資料を用意していただきありがとうございます。突然、すみませんでした。そしたら指 定管理者制度導入のガイドラインというのを見ていただきたいんですけど。すみません、いろ いろ聞きたいことがあって。まず、指定管理のことで、子育てのこととは別にしたほうが話が 進みやすいと思うので、すみません。指定管理を進めるということなんですけど、どのように、 いつの時点で募集するのか、また条件等があるのか。そういうところを教えていただいていいですか。

○子育て支援課長補佐

来年度から進める予定にしておりますが、ちょっと詳細については差し控えさせていただきます。

○金子委員

わかりました。ありがとうございます。そしたら、私が要求いたしました資料の3ページ目をお開きください。お願いします。私も今回、委託契約とか指定管理とか、全くよくわからなかったので、何か資料がないかなと思いましたら、たまたまホームページを開きましたら、載っておりましたので、ばたばたと読みましたので、教えていただきたい点がありまして、この3ページ目の項目の、ここはもともとはこの指定管理者と管理委託制度の主な違いとありますが、街なか以外のものは、管理委託なんですか。

○財産活用課長

まず、指定管理者制度というのは、地方自治法の改正によりまして導入されたもので、従前は管理委託制度というもので呼ばれておりました。この比較表というのは、その法律改正の際の資料というふうに考えていただいたほうがいいと思います。以前の管理委託制度につきましては契約で結ぶ、それから指定管理者制度につきましては、議会の議決を受けた上での行政処分という形になっておりまして、各項目ごとの違いは今ごらんのとおりでございます。ですから、今、管理委託、施設全体を管理委託するというような制度は、自治法上ございません。

○金子委員

そしたらこの3ページの指定管理者制度、3列目、公の施設の使用許可等というところがあって指定管理者制度であれば使用許可、入場許可、退去命令ができるとありますが、管理委託の場合は、できないということなんですけど、これは間違いないですか。

○財産活用課長

そのとおりでございます。

○金子委員

今の段階で街なか、庄内とか頴田とかは、何契約ですか。委託の仕方は何になりますか。

○子育て支援課長補佐

子育て支援センターにつきましては、業務運営を委託しております。

金子委員

ということは街なかや庄内、頴田というのは業務委託ということでよろしいでしょうか。

○子育て支援課長補佐

そのとおりでございます。

○金子委員

そしたらこの業務委託と管理委託という違いは何でしょうか。管理委託がなくなったということですね。そしたら、この街なかじゃない、庄内とか頴田、筑穂が業務委託をされているということなんですけど、先ほどの公の管理施設の許可というのはどうなるんでしょうか。

○福祉部次長

公の施設の使用については、市が当然その管理をしていくわけですけど、それをきちっと業務委託、先ほど委託内容の中に入れておりましたけれども、こういう取り扱いでやってくださいねということで、委託先に言ってやっていただいているということでございます。使用許可についての判断は、自治体、市がやることになりますので、市の許可を受けて、委託業者が判断をするという形になりますので、あくまでもその使用許可については市が行っているということでございます。業務委託についてはですね。指定管理になりますと、これはもう指定管理者が行うようになりますので、そこが違います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 11:14 再 開 11:43

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

先ほど丁寧なご説明を受けましたが、改めましてちょっとこの場ではあまり望まないかもしれませんが、要望としてだけで伝えておきますので、よろしくお願いします。内容について指定管理及び管理委託について、委託をかけるということで、お伺いしまして、その中で今回の議案の中で、主題なところは、児童が利用できないことに対してはいかがなものかというところでご答弁もいただきました。それで、飯塚市の姿勢として、その面については門前払いすることもなく、間違いなく対応していただけるという気持ち、誠意は伝わっております。それで、ご提案なんですけど指定管理及び管理委託かける際に対しまして必要事項のほうに、記載をいただきたいとこのように思っておりますので、その面はぜひ検討していただくことをご要望いたしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

大変いろんな審議ができてよかったなと思いますが、まだまだ、現場の声とかが必要なんではないかなと私は思います。子育てって、1人だけを育てているわけじゃなくて、やはり2人、3人いらっしゃったときには、複数いる子どもたちをあわせての子育てだと思っているのでいろんな声をまだまだ聞かなくてはいけないのではないかなと私は思います。また支援センターが飯塚市には4つがあるというのは大変ありがたいことで、それぞれの特性を生かしたことをもう少し審議して、またそのそれぞれの子育て支援センターがうまく協議できるような仕組みを考えてはどうかと思いますので、継続審査としてはどうかと考えております。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、金子委員から継続審査を求める動議が提出されました。お諮りいたします。本動議のとおり決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、「議案第28号」及び「請願第2号」、以上2件はいずれも継続審査と することを否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結します。討論を許します。討論はありませんか。

○兼本委員

私は、条例案に対しては賛成の立場から、討論させていただきます。条例に関する部分というのは、ある程度やはり法律の縛りがありますので、先ほどから行政のほうの対応もということでいただいておりますので、それの分に関して私も理解しております。問題は、先ほどちょっと私が質問しました。問題点などの共有を、各施設を運営されているところと市のほうで共有されているというお話はされてありましたけれども、今回請願の中でやはり、その趣旨の中に、子育て支援センターの利用者並びに支援の現場で意見を聞いてくださいというような請願の内容、それから3番で、各子育て支援センターのあり方について再考してくださいというような内容も出ております。これに関してはちょっと条例との中とはちょっと違うのかなと思っていまして。ただ、ここに関してはやはり私たちは福祉文教委員会としては、今後のあり方に

ついて審議をしていかなくてはいけないところではないかと思います。さまざまな問題点があるだろうし、現場の、私どもやはり現場を見に行ったりとか、あといろいろここは小学生も使っていいんだよという意見もあれば、いやそうじゃないよという意見もあったりすると思いますので、そういった意見等も踏まえたところでこれからやはり審議をしていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういった要望を入れたところなんですけれども、賛成討論ということでさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○金子委員

私は議案に対して反対の立場で討論させていただきます。理由が2つあります。1つ私は指 定管理等にすることに反対です。なぜかというと頭を抱えられると思うんですが、私は何より 現場を市役所の方たち、職員の方たちがよく知るというのは大変大切なことだと思います。そ れで指定管理になると、どうしても直接場所を見るとか、子どもたちに触れ合うという機会が 減るのではないかなと私は考えます。私は今回、一般質問で保健センターのほうをずっと見さ せていただきました。どれだけ現場が大変で、どれだけ飯塚市の現場にいる親子と触れ合うこ とが大切なのか、理想を掲げることは大変重要ですけど、現場があっての、飯塚市ではないの かなと思いました。本当に厳しい状況を私は検診の場で見ました。幾ら伝えようと思っても、 紙1枚では届かないことが、私は心が痛くなるぐらい感じました。私が単に思っている以上に、 子育てをしている人の現場というのは厳しい。それを、やっぱりわかっていただきたいなと思 っているし、それを市役所の方たちがやっぱり現場に行かないとわからないんじゃないかなと。 この市役所の7階とか、1階とかにいる中だけでは、現場のつらさがわからない。例えばコロ ナ問題とかでも、ここにいたらわからないんですよね。私の知り合いがたくさん今穂波ジャス コとかにいても、そこでもやっぱり子どもたちは穂波ジャスコでうろうろしていますという声 をたくさん聞きます。やっぱり届いていないというところをやっぱり私は知ってもらうために も、指定管理というのは、いろんな状況ができて、土日もしやすいというのもわかります。だ けども、現場というところ、特に子育て支援にかかわる方は知っていただきたいからこそ、お 願いしたいという意味で反対です。またもう一つの理由は、子育て支援センターというのは、 やっぱり4つある、もしくは今度から5つある。そのときに、協議ができるというのが大変厳 しいと思うんですよ。それぞれいっぱいいっぱいで支援センターを運営されています。人も少 ない中で時間をとって集まるというのは考えた以上に難しい。それを今度やむ得ない状況でや りますというふうに言ったところで4つの支援センターがどれだけ共通理解できるかというの は私はちょっとわかりません。今まで難しいというのを私自身が庄内の子育て支援センターの スタッフでいたということもあるし、いろんな子どもたちとかかわってきたからこそ、やっぱ り現場は厳しいなと思います。やっぱりそこの辺が、女性の働き方とも関係するんですけど、 正職の方とか、パートで働いている方のやっぱり違いなんですよね。最後に考えていただきた いことでもあるんですけど、そういういろんな意味で、この指定管理という、この議案に対し ては、反対させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第28号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり、可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第2号 子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」については、 ただいま「議案第28号」を原案どおり可決いたしましたのでみなし不採択といたします。 暫時休憩いたします。

休 憩 11:53

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

「議案第7号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の 補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第7号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の291ページをお願いいたします。第1条第1項で予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1521万9千円と定めるものでございます。

「令和2年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の主な概要につきましては、当初予算資料のほうで説明させていただきます。当初予算資料の31ページをお願いいたします。まず、歳入の主な項目について説明させていただきます。保険料、介護保険料につきましては、高齢者人口の伸びに準じて、第1号被保険者数を特別徴収対象者3万5847人、普通徴収対象者4795人、計4万642人と推計し、前年度より249万4千円減の28億6429万5千円としております。この減額につきましては、平成31年度の消費税増税に伴う低所得者の介護保険料軽減強化により、第1段階、第2段階及び第3段階の区分で保険料率が軽減されたものが大きな要因でございます。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の1つ目の黒丸の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じてそれぞれの財源負担割合で計上しております。繰入金の2つ目の黒丸の介護保険給付費等準備基金繰入金につきましては、2億3086万1千円を計上し、財源調整のため準備基金からの取り崩しを予定しております。次に、諸収入、食の自立支援事業利用者負担金3583万7千円を計上しております。これは歳出予算に計上しております配食サービス事業費の2分の1の自己負担分となります。これは歳出予算に計上しております配食サービス事業費の2分の1の自己負担分となります。

続きまして歳出の主な項目について説明させていただきます。一般管理費の高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画策定事業費でございますが、次期の令和3年度から5年度までの計画 策定に要する費用で356万2千円を計上しております。次の介護認定審査会費の1125万 1千円につきましては、介護保険の認定審査等に係る経費でございます。前年度に比べ 856万4千円の減となっておりますが、これは平成30年度から要介護等認定者の認定有効 期間が最長36カ月となったことで、令和2年度の申請件数が大幅に減少する見込みとなり、 認定審査会の回数が減となることが大きな要因でございます。32ページをお願いいたします。 認定調査等費の3664万2千円につきましては、認定調査等に係る経費で前年度に比べ 1725万1千円の減となっておりますが、これにつきましても先ほど申しました要介護認定 者の更新期間延長に伴う申請見込み件数の減少に伴い、主治医意見書等作成手数料が前年度に 比べ減額となることが主な要因でございます。次の保険給付費、1つ目の黒丸、介護サービス 等諸費から6つ目の黒丸、審査支払手数料までの保険給付費につきましては、前年度より7億 7793万1千円の増となっております。この保険給付費の増額につきましては、昨年10月 からの消費税増税の影響もございますが、それに加え訪問看護、通所リハビリテーション、居 宅療養管理指導等の医療系サービスが増加傾向にあること。また、介護医療院の給付額が増加 する見込みであること等による影響が増額の要因となっております。地域支援事業費につきま しては、1つ目の黒丸、計画策定事業費につきましては、一般管理費のところでも申しました 次期の計画策定に要する費用のうち、地域支援事業費分として212万1千円を計上しており ます。次に、2つ目の黒丸、介護予防生活支援サービス事業費の7億4478万9千円は、主 に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年と比較しますと821万6千円の減

額となっておりますが、これは、下の2つの白丸、サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費の減額が主なものでありまして、その要因としましては、総合事業のサービス利用件数が横ばい、あるいは減少傾向で推移しているため、令和元年度当初予算比で減額見込みとしているものでございます。次に3つ目の黒丸、一般介護予防事業費3215万円につきましては、認知症予防教室事業や高齢者筋力アップ教室事業を初めとする各種介護予防事業の実施に要する経費を計上しております。4つ目の黒丸、包括的支援事業、任意事業費として3億5986万3千円を計上しております。主な内訳としまして、1つ目の白丸、総合相談事業費につきましては、平成31年4月から市内全ての地域において委託しております地域包括支援センター運営委託料であります。また2つ目の白丸、任意事業費については25万1千円の減額となっておりますが主な要因としましては、配食サービス事業費の減額でございまして、配食サービスにつきましては、年々食数が減少傾向にあるため、実績数を勘案し計上していることから減額見込みとなっております。基金積立金、介護保険給付費等準備基金積立金としては、預金利子及び運用収入の積立金276万8千円を計上しております。以上、「議案第7号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 令和2年度 飯塚市介護保険特別 会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第16号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたしま す。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第16号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の429ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額につきまして、それぞれ14億5871万1千円といたしております。第2条の債務負担行為につきましては、最後に説明させていただきます。432ページをお願いいたします。事項別明細書の総括表でございますが、歳入歳出それぞれの合計額の欄に記載しておりますように、前年度の予算額に比べまして257万5千円を減額いたしております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。まず歳入でございます。 433ページをお願いいたします。1款 1 項 1 目、学校給食費、1 節、小学校給食費を 3 億 2547万5 千円。2 節、中学校給食費を 1 億 8440 万 9 千円を計上いたしております。こちらにつきましては、児童数の減、生徒数の増によりまして前年度と比較いたしまして、小学校、中学校合計で 172 万 9 千円の増額になっております。3款 1 項 1 目、一般会計繰入金、こちらにつきましては、給食の食材費以外の職員人件費、事務費などの給食事項に係る経費につきまして、一般会計からの繰入金によりまして賄うものでございますが、前年度に比べまして 1262 万 1 千円を増額いたしまして 9 億 4790 万 9 千円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。 435ページをお願いいたします。 1款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、主に一般職員の給与費等でございまして、臨時職員が会計年度職員に移行したことに伴いまして、昨年度まで給食事業費として計上していたしておりました臨時職員経費が一般管理費の職員給与費に統合されたこと等によりまして、前年度に比べ 2410万8 千円を増額いたしまして 26409万9 千円を計上いたしております。

436ページをお願いいたします。1款1項2目、給食事業費では、給食事業の運営、管理に係ります経費として、前年度と比べ114万6千円を減額し、4億9070万4千円を計上いたしております。減額の理由でございますが、先ほど説明いたしました臨時職員賃金が、一般管理費に移行したことが主なものとなりますが、新たに436ページの説明の欄、給食施設管理費の中段、厨房機器の調査を行う厨房機器保守点検委託料等の増等がございまして、114万6千円の減額となったものでございます。438ページをお願いいたします。1款1項3目、学校給食賄材料費につきましては、先ほど説明いたしました433ページ、歳入の現年度分、学校給食費を充てるものとして5億1169万9千円を計上いたしております。次に2款1項、公債費につきましては、市債の償還に係る元金及び利子といたしまして2億4220万9千円を計上いたしております。最後に、債務負担行為について説明いたします。431ページに戻っていただきます。第2表、債務負担行為の表でございます。令和2年度で契約期間満了となります飯塚鎮西小中一貫校の給食調理等業務委託につきまして、令和7年度までの債務負担行為を計上しているものでございます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

437ページに給食調理等事業費がございますが、鎮西や二瀬それから庄内、これは中学校ごとの校区で給食の調理費の業務委託が書いてあるんですけど、私の知っているところでは学校ごとにプロポーザルで委託先が変わってきていると思うんですが、その内容についてはどうやったらわかるでしょうか。

○学校給食課長

今、例えば立岩と鯰田は一緒に契約をいたしております。それを校区ごとにまとめて、契約いたしております。それですので、一中校区につきましては、立岩と片島と菰田小学校、一中と鯰田と飯塚小学校、今まで4つの契約だったのを、来年度からは2つに分けて契約するようになっております。全部で10程度の契約にまとめることで数年前から計画いたしまして、そのようになっている次第でございます。

○金子委員

今契約している会社は何者あるということですか。

○学校給食課長

今現在は6者でやっております。

○金子委員

ことし、コロナが流行ってしまって、給食費やあとは実際に委託を受けている人たちが社員だったり、またパートタイマーだったりする問題が今いろんなところで出てありますが、もしそうなったらというか、今もそうなんですけど、それをどのように支払うか、予算だったらこうだとか、そういうことはわかりますか。ことしも含めてお答えいただければと。

○学校給食課長

今回の委託業者についての説明でよろしいでしょうか。 3月の給食は実施しませんでしたが、3月の実質的な給食の提供回数につきましては、年間で10回程度でございます。また委託料の大部分が人件費でございますので、今回の緊急対応の中で各委託業者の調理員の雇用の確保及び賃金の確保の視点も踏まえまして、この期間は仕様書の中にございます給食終了後の清掃及び施設整備の点検及び安全衛生、調理技術に関する研修及び教育を行うことを指示いたしまして、給食調理等業務委託料の減額について行わないというところで今調整をいたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ということは、休みの間の給与のほうはもらえるということですか。

○学校給食課長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

あとは、子どもたちが、今やっぱり食べ物が結構、給食に頼って生活をせざるを得ないという子たちがいたと思うんですよね。その子たちのその辺をどういうふうに考えているのか。ほかの市町村だったら宅配を渡したり、いろんなことが考えられているみたいですけど、どういうふうにお考えがあったら教えてください。

○学校給食課長

特にそういったことは、今現在は検討いたしておりません。4月から学校の給食が始めれば、 当然給食を始めるということになっています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほどまとめて、一中校区だったら2つに、4つだったのを2つにされたという話ですよね。 2つにするということは何かメリットがあるんですか。

○学校給食課長

経費の面で若干メリットがあると思います。それであと栄養教諭が担当している学校が校区 ごとに決まっておりますので、同じ業者を栄養教諭が担当するという効率の面から考えても、 その方向で考えたという次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第27号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の給与が見直されたことから、これを参考にして、本市教育職員の地域手当の改正を行い、給与を見直すものでございます。提案内容といたしましては、北九州市及び福岡市の義務教育小学校に勤務する県費負担教職員の給与負担が福岡県から両政令市に移譲されたことに伴い、支給割合の高いこの2市除く福岡県内の対象職員の地域手当の総枠が減少し、支給割合が100分の5.0から100分の1.8に引き下げられました。この引き下げられた地域手当については現給保障として、給料で支給されることとなりますが、その支給割合が、福岡県内の教職員一律で、100分の5.4に定められましたので、これを参考に本市の条例を改正するものでございます。議案書23ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、第7条第2項中の地域手当の支給割合を100分の5.0から100分の1.8に改めております。附則第2項及び第3項には、先ほど申し上げ

ました地域手当等に関する経過措置として、現給保障を行う内容について定めております。なお施行日は令和2年4月1日でございます。以上、簡単ではございますが、「議案第27号」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっと数字でばかりで、あれだったんですけど、その現俸を保障するということで、その 給与自体は変わらないということでいいんでしょうか。

○学校教育課長

現状では変わりませんが、4月1日から逆に0.4上がるということになります。

○兼本委員

もう一つ、当分の間とはということなんですけれども、その期間、当分の間というのは何か 根拠があって当分の間ということでしょうか。

○学校教育課長

地域手当の支給割合の次回見直しまでの間の経過措置となっております。おおむね10年単位で地域手当の見直しが行われており、前回は平成27年度で次回は令和7年度の予定になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案 第43号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)」及び「議案第44号 訴えの提起(旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」までの3件については関連がある ため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

議案書101ページの「議案第42号」から議案書109ページの「議案第44号」までの訴えの提起について一括してご説明をさせていただきます。当議案3件につきましては、立岩小学校、八木山小学校、旧鎮西中学校の学校敷内に存在しております個人名義の土地について、学校用地として時効取得による手続を行うため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えの提起を行うものでございます。「議案第42号」から「議案第44号」に係ります当該土地につきましては、学校用地として長きにわたり、市が直接管理しておりますことから、当該土地の所有権は既に市が時効取得するのに必要な期間は経過しております。しかしながら、所有者の死亡により、数人相続が発生しているため、所有権移転登記が困難な状況となっております。このことから、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め、訴えの提起をするものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点だけ確認をさせていただきます。今回3校、こういった議案が上がっておりますが、こ

のほかにもそういったところがあるのかどうか、この点だけお伝えください。

○教育総務課長

はい、ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請)」、「議案第43号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)」及び「議案第44号 訴え提起(旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」以上3件について、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

次に、「議案第52号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第52号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」の概要についてご説明をいたします。追加提案分と記載されています令和元年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で2億6677万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を720億4111万円にしようとするもので表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業に係る経費を補正するものでございます。4ページの補正予算概要書をお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載しております。まず、歳入でございますが、国庫支出金及び市債につきましては、歳出に記載しております事業の財源として計上いたしております。繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため財政調整基金繰入金を5万4千円増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。教育費の項、小学校費及び中学校費の学校内通信ネットワーク整備事業につきましては、ギガスクール構想に関する国庫補助金を活用して、児童生徒1人1台の端末を活用することを前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備するため、校内ネットワーク整備委託料等を総額で2億6677万3千円を計上いたしております。繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が見込めないため設定するものでございます。5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 令和元年度 飯塚市一般会計補 正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申し出があ っております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「第2期子ども・ 子育て支援事業計画の決定について」、報告を求めます。

○子育て支援課長補佐

「第2期子ども・子育て支援事業計画の決定について」、説明をいたします。令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画について、飯塚市子ども・子育て会議委員及び、市民、子育て支援団体等からの意見を聞きながら、当該計画を決定したため報告するものでございます。資料の第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画の最終案の101ページに計画策定の経緯を記載しております。第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画は、平成30年度のニーズ調査を経て、今年度8回の子ども・子育て会議を開催し、教育保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保、方策及び具体的事業について審議をしていただき、原案を策定し、その後、令和元年12月20日から令和2年1月17日まで市民意見募集を行いました。提出されましたご意見を考慮し、子どもの権利条約の加筆、それから109ページ以降に資料編としての記載等の修正を行い、令和2年2月17日の第10回の子ども・子育て会議において決定をいたしました。計画書の内容につきましては、12月16日の福祉文教委員会において説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今アンケートで意見をということで言われていました。児童の権利に関する条約の資料を追加したということですか。

○子育て支援課長補佐

ご意見を踏まえ、資料を追加いたしました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「児童虐待に関する年次計画等の策定について」、報告を求めます。

○子育て支援課長補佐

「児童虐待に関する年次計画等の策定について」、説明をいたします。飯塚市の子どもみんなで守る条例第5条第5項に定める年次行動計画、第9条第2項に定める早期発見対応指針、及び第22条第1項に定める保護及び支援を行うための指針について報告するものです。

資料の「令和2年度 飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画」をお願いいたします。1、年次行動計画の趣旨といたしまして、本計画では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られること等を保障される権利を有するという児童福祉法の理念を踏まえ、虐待の予防、早期発見、早期支援、自立支援までの一貫した取り組みにより虐待の連鎖を断つことを目指すと記載しております。2、年次行動計画の期間は、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの1年間としております。3、年次行動計画の実施主体は飯塚市及び飯塚市教育委員会、4、年次行動計画の6つの柱としまして、1、子どもへの虐待の早期発見、早期対応、2、家族への援助、支援、3、子どもへの虐待防止の措置、4、保育教育部門における研修、市民への啓発、広報、6、支援者の育成、この6項目を柱とし、次の2ページから7ページにかけまして、各項目の計画を記載しております。

次に、資料の「早期発見対応指針」をお願いいたします。1ページに早期発見、早期対応の

必要性、2、虐待を受けた子どもを発見したときの通告の義務を記載しております。2ページに通告受理後の初期対応としての対応の流れ、通告相談者別の留意点として、虐待をしている保護者からの相談、子どもからの相談、家族、親族からの相談、通告、地域、近隣住民からの相談通告、学校、保育所、幼稚園等からの相談、通告、医療機関からの相談、通告、また情報の収集及び調査、安全確認を記載しております。3ページ以降に関係機関、関係者の役割として、関係機関の連携協力、関係機関、関係者の役割として、子育て支援課、家庭児童相談室、保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所、警察、医療関係者、弁護士、保健所、民生委員児童委員、主任児童委員、民間団体とそれぞれの役割を記載しております。

次に、「保護及び支援を行うための指針」をお願いいたします。1ページに趣旨、保護及び支援の目標、支援方針を記載しております。2ページに、支援の形態として、在宅での支援、地域社会との連携、子どもに対して、保護者に対して、それぞれ記載しております。3ページから4ページにかけて、相談支援として、子どもへの支援、親、家族に対する支援を記載しております。5ページ以降に関係機関、関係者の役割として、関係機関のネットワークによる対応と支援者の資質向上として、地域における関係機関のネットワーク、支援者の資質向上、情報の共有化を記載しております。また関係機関の具体的な役割として、子育て支援課、家庭児童相談室、生活支援課、社会・障がい者福祉課、保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所、医療関係者、弁護士、保健所、民生委員児童委員、主任児童委員、それぞれの役割を記載しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、ご報告いたします。資料1をお願いいたします。まず、1の策定趣旨でございますが、介護保険制度に適切に対応し、全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。2の計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3カ年計画となっております。3の策定の方法につきましては、(1)高齢者実態調査、これは2種類の調査になりますが、を実施し高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料といたします。その他(2)介護保険給付実績分析基礎データ、収集整理及び課題分析を行います。その後、(3)高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、附属機関であります飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画の検討、諮問、答申を受けて計画を策定してまいります。

4の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュールにつきましては資料2をお願いいたします。4月から実態調査を実施しまして、9月の議会におきまして、当該調査報告書の説明、その後12月議会において計画案について市民への意見募集報告後、翌年3月の議会において、介護保険条例の改正案及び次期事業計画書の説明を行う予定としております。

資料1に戻りまして、5の高齢者実態調査につきましては、本調査については、調査期間を令和2年4月から6月までとし、(2)にあります介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の2種類の高齢者実態調査を実施するものであります。①の介護予防日常生活圏域ニーズ調査の調査対象者及び調査数は、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を調

査対象者とし、調査数は2800件であります。また②の在宅介護実態調査の調査対象者及び調査数は、在宅で生活をしている要介護等認定者で施設入所者を除く者を調査対象者とし、調査数は1千件であります。そのうち、前回と同様に600件を訪問での聞き取り調査として予定をしております。これにつきましては、国が人口規模により件数を指定していることによるものでございます。なお、(3)調査の内容、(4)抽出方法及び(5)調査方法については資料に記載のとおりでございます。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。1点だけ聞かせください。この委員会のほうでも、児童生徒の見守りのために、 見守りカメラの設置のこととかをちょっと話をさせてもらっているんですけど、その際にやは り市民という観点からしますと、小さいお子さんだけではなく、昨今問題となっています高齢 者の徘徊の問題とかというところもありますので、できれば一体的に、そういう安心安全なま ちづくりというところで考えていただきたいということで話をしているんですけれども、その 際今回この計画をつくられる際に、いろいろ聞き取り調査をされて、在宅の方でありますとか、 そういった方を調査されるということですけど、徘徊の現状とか、そういう身の安全といいま すか、そういった部分まで含められた計画を考えられるんでしょうか。

○高齢介護課長

今、質問委員が言われます個別的な徘回の状況とかいった点という項目といいますか、総体的には認知症に対する取り組みといった中で、今 I o t を活用したそういう見守りの事業をやっていく。そういったところを今後進めていくという次期計画に例えば記載して、それを進めていくというような方向性で計画に記載していって事業をやっていくということは、当然、含めて考えていくことではないかということで認識はしております。

○永末委員

計画のほうには、そういった部分も含まれて考えられていくということですけれども、計画をつくるための調査だと思いますので、その調査に関しては、そのあたりは特段何かお考えていいのは、持たれていないのですか。

○高齢介護課長

申しわけございません。調査のアンケート調査の項目というのは、一定程度、国からこういった設問ということは示されてまいります。独自の質問というものを加えることも可能ですけれども、ほとんどがもう示されてくる設問で行うようにはなっておりますが、その中で、介護者が行っている介護はどんな介護があるかとか、生活機能にかかるリスクはどういったものがあるかとか、そういった中で、夜間の徘回等の、そういう不安に感じる点とか、そういったところでの項目ということでは当然数字として上がってくる項目にはございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

策定趣旨は、書いてあるんですけれども、飯塚市高齢者保健福祉計画とその介護保険事業計画を策定することによって、どのようなことをどうするのかというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○高齢介護課長

この計画については、老人福祉法と介護保険法で一体的に策定するように法的に位置づけられております。一応その目的としては高齢者の福祉の増進を図るために、老人保健福祉計画を定める。また介護保険事業計画については、当然円滑な運営を図るために定めるということになっておりますが、当然市の実情に、高齢者の実情に応じたり、介護保険事業の実情に応じて、

市として方向性を定める内容を盛り込む必要がある計画を策定する必要があるんじゃないかというふうには考えております。

○兼本委員

結局、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるようにということで、いろいろこれから調査をしていかれるわけですよね。その結果が出たところで、どういったことをされるんですか。国が決まっているという、目的があるからこれをするんでしょうけども、どのようなことを決めるために、計画を上げられてあるのかちょっとご説明いただければと思います。

○高齢介護課長

まずこの計画については、一番のメインと言ったらあれですけど、介護給付費がこのくらいかかる事に対して介護保険料というのを当然3年間のそれを設定していく。また、施設関係、そういった施設整備の方針等をそれに定めていく。そういったところ、あとまたその個別的な事業について目標を立てて、どういったことを取り組んでいくかという計画を立てて、それを実施していくといったようなところが主な内容であろうとは考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件について」、報告を求めます。

○生活支援課長

昨年3月7日に開催されました福祉文教委員会にてご報告しておりました「生活保護処分取 消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件」につきまして、令和2年1月29日にその判決 が出ましたのでその概要についてご報告いたします。資料をお願いいたします。この事件は、 平成30年12月9日、本市の生活保護受給者1名が原告となり、福岡県及び飯塚市を被告と して訴えを起こしたものでございます。疾病により入院中の原告が本市に生活保護の相談を行 い、生活保護が開始になりましたものの、その後に福祉事務所長が決定した保護開始日を不服 として、平成29年1月31日付で福岡県知事へ審査請求を行いました。その結果、県では、 平成30年6月1日に本市の決定した保護開始日、平成28年11月9日でございますが、こ の決定については、取り消すが開始日は、福祉事務所が生活保護の相談を行った日、平成 28年10月31日が相当とし、原告が求めている疾病により入院した平成28年10月 24日に変更することは却下するという採決を行っております。本市はこの裁決をもとに、生 活保護開始決定日を平成28年10月31日に再決定しましたが、原告はこれを再度不服とし て、生活保護開始日を原告が当初から市長する入院日である平成28年10月24日とすべき として本市宛てに、新たな行政処分の取り消し及び原告が主張する日での生活を開始決定の義 務付け、福岡県宛てに審査請求の取り消しなどを求め提訴したものでございます。今回の判決 では、本市に対しての請求に係る部分は不適法であることから、これを却下し福岡県に対する 請求は理由がないことから棄却するというような判決でございました。なお、この判決に対し 原告は控訴を行いませんでしたので、この事件は全面的に終了いたしました。以上、簡単では ございますがご報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

今のご説明がちょっと早過ぎてなかなかついていけなかったんですけど、ちょっと要点だけ。 10月24日にご本人さんが救急搬送されて病院に入られたということでいいんですよね。保 護の支給対象日が入院する前なのか、後なのかということで、病院での支払いをどうするのか ということで訴えされたという考え方ですか、これ。

○生活支援課長

はい、そのとおりでございます。この方は当初10月31日に福祉事務所のほうにご連絡がありました際に、印鑑と家族構成、世帯員の状況が明確にわかりませんでしたので、そのときは相談を受けただけでうちの相談員が帰庁しております。その後、11月9日に申請書を受理しましたので、11月9日に開始したのですが、当然、本人は10月24日に緊急搬送されて申請するような状況ではなかったと。できなかったということで、そこにさかのぼれというようなことで訴えがございました。それで県のほうから審査請求の中で、その状況を飯塚病院に確認したところ、24日に入院しても、またそのときに申請するような、申請ができるような状況だったということがはっきりしましたので、明らかに本人はそれができたのにしてないというようなことで。しかしながら相談があったときに申請の意思があったと認められるので、そのときには、保護の開始日をさかのぼることは適当であろうが、24日まではさかのぼれないというような裁決があったということです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今まではその生活保護の開始日というのは、本市はその申請書を受理した時点ということだったんですか。

○生活支援課長

基本的には申請主義の制度になりますので、申請書を受理した日から開始しておりますが、 急迫保護といいまして、やはりご本人の体調の状況とか、例えば脳梗塞で倒れられる、心筋梗 塞で倒れられる、そういう方においては、そのときに生活保護の申請の意思が明確に表示がで きませんので、そういう場合においては、さかのぼってもいいというような法律がございます。 生活保護の中でありますので、そういう場合はそういうふうな適応をさせていただいておると ころでございます。

○兼本委員

今回は申請できるのに申請をしなかった。申請の意思表示をした10月31日に戻ったわけですよね、今度、受理の決定というのが。そうすると今後、今の話であれば申請できない状態の方の場合には、過去にさかのぼることができますよと。でも今回は、申請ができたのに、してなかった。なおかつ申請の意思表示をあらわした時点まで、さかのぼって申請受理を受けられたということは、今後そういう、生活保護の申請があった場合には、そのような開始時期になってくるということなんですか、この判例からいくと。これは基本的には申請主義でしょう。申請書を受け付けた時期というお話だったでしょう。今回、裁判でいや、そうじゃないよ、申請意思表示をした時点だよという、判決が出たわけですよね。そうすると、今後その申請受理をする時期というのは、その意思表示をした時点になるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○生活支援課長

生活保護の開始決定申請日については、申請書を受理した日というのではなく、相手方が明確に申請の意思を示した日、昔は印鑑がないとか、いろいろ書類の不備があるからというような形で突き返した。これ俗にいう水際作戦といいますけれども、こういうようなことが横行しておりました。それでそういうものがありますもので、本人の申請の意思をはっきり確認した時点で、生活保護の開始をしていいというように厚労省のほうからしっかりとした通知があっておりますんで、そのような取り扱いをしているような状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、ご報告いたします。本年度末で期間満了となります飯塚第一中学校ほか5校の調理等業務受託業者の選定につきまして、飯塚市給食運営審議会に諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がなされたので報告するものでございます。

資料、飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定答申書をお願いいたします。1ページ下段 の1、受託候補者をごらんください。受託候補者は飯塚第一中学校区給食調理等業務、その 1の立岩小学校、菰田小学校、片島小学校につきましては、一冨士フードサービス株式会社九 州支社が、飯塚第一中学校区給食調理等業務、その2につきましては、飯塚第一中学校、飯塚 小学校、鯰田小学校は、株式会社日米クックがそれぞれ受託候補者となったものでございます。 学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育授業への協力 体制などがより具体的な提案がなされていること。また、学校給食法に基づく学校給食衛生管 理基準の内容を理解し、給食調理作業等に関し、安全面や衛生面の管理につきましても、十分 な業務の遂行が期待できる、よりすぐれて提案だったと判断され、受託業者として特定された ものでございます。特定までの経過でございますが、11月6日に教育委員会から飯塚市給食 運営審議会に対し、受託業者の選考について諮問いたしました。飯塚市給食運営審議会では、 11月18日に第1回審議会を開催、専門部会を設置し、12月2日から募集を開始したとこ ろ、4者から参加表明書の提出があり、1月17日の締め切りまでに、この4者が企画提案書 を提出いたしました。この4者に対しまして、1月24日に第1回専門部会において、第1次 審査として企画提案書等資料の審査を行いまして、2月3日に第2回専門部会でヒアリング審 査等による2次審査を行いました。その結果、得点上位2者が受託候補者として選定されまし た。その2者から事前に提出された希望順位に沿いまして、各候補者が希望している業務の割 り当て等を行い、対象小学校ごとの受託候補者が特定されたところでございます。資料の 10ページ、採点結果以降の説明については省略させていただきます。今後はこの答申に基づ きまして、受託候補者として特定された事業者と、市契約課と協議をしながら、委託契約に向 け事務を進めてまいります。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

ただいまの説明の中でこの3ページ、ちょっと今見たんですけど、1次審査、2次審査、3番目の審査があります。1次審査の項目でどういうことをやったのか、2次審査はどういうことをやったのか。その点ちょっと教えていただいたらと思いますが。

○学校給食課長

1次審査は書類のみの選考を行いまして、専門部会の委員により得点をしております。2次審査につきましては、業者を呼びまして、実際プロポーザルを行っていただきまして、それにつきまして点数をつけたという次第でございます。

○吉田委員

それと私が思ったのは、1次審査の場合はB社が1番だったんですよね。2次審査とか3番目の審査になるとB社が格落ちしているんで、どういうことでと思ったんですけれども。まず書類審査の段階ということで、実際に言って2番目の2次審査からが本審査ということの考え方でいいんですね。

○学校給食課長

いや、そういう形でございませんで実際総合点、全部の合計が点数となりますので。4ページの得点を見ていただければ、わかると思いますけれども、4ページ、1次審査及び2次審査の候補者選定基準の中で点数を表記させていただいておりますので。ですので1次審査が別にその点数がないというわけでございません。あくまでも合計点での選定となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』案について」、報告を求めます。 〇総合政策課長

「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略について」、報告いたします。昨年11月に各常任委員会におきまして素案の報告をさせていただきました。本総合戦略につきましては、それ以降、市民意見募集、有識者会議、内部組織である専門部会、本部会を経て最終案を策定いたしましたので、説明をさせていただきます。

初めに資料1をごらんください。本資料は、市民意見募集の結果でございます。いただきま したご意見につきましては、1件のみであり、仕事づくりについての記載がわかりにくいとい うことでございましたので、有識者会議、専門部会での検討を経て資料記載のとおり対応いた しております。次に資料2をごらんください。本資料は有識者会議、ワークショップにおける 主要意見をまとめたものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、有識者会議 におきましては、本計画の推進に向け目的に特化した施策、事業を検討することや、指標のあ り方、SDG s との関連づけなどの意見をもとに活発な議論をいただいております。大学生や 若手職員からなるワークショップにおきましても多くの意見やアイデアをいただき、専門部会 を通じて対応しております。次に資料3をごらんください。本資料は昨年12月19日に示さ れました国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン案及び第2期まち・ひと・しごと創生総合 戦略でございます。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。次に資料4をお願 いいたします。本資料が第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の本案でございます。 前回の報告いたしました素案から考え方、方針については、大きく変更した点がございません ので省略の説明は割愛させていただきまして、資料に沿って素案からの変更点について説明を いたします。3ページをお願いいたします。人口ビジョン編につきましては、素案からの追加 のあった事項として記載しております点が追加となっております。いずれも素案でお示しした データを補完するものとして、第1次戦略と同様に掲載をしているものです。資料等につきま しては、素案からの変更はございません。本資料におきましては、これ以降のページにおいて 追加項目は黄色に、変更・追加等を行った文言は赤色に色づけをして変化がわかるように示し ておりますのでご一読いただきたいと思います。39ページをお願いいたします。総合戦略編 につきましても、素案から追加変更となった事項として記載しております点が追加変更となっ ております。 1 点目は 1 章に、はじめにを項目追加いたしまして策定の背景と目的、計画の位 置づけと期間、人口ビジョンの位置づけについて説明をいたしております。2点目に、各KP I、目標達成指標に特に関連あるSDGsのゴールターゲットを併記することを追加いたして おります。3点目に市民意見や有識者会議等の意見を受け、記載の変更や追加を行っておりま す。4点目に具体的事業、検討する事業等の追加を行っております。それから、5点目は資料 として本案の56ページ以降のページを追加いたしております。こちらにつきましても詳細に ついては、これ以降のページに追加変更の説明コメントを赤書きで示しておりますのでご一読 いただければと思っております。最後に資料5につきましては、総合戦略におけるKPIとS DGsの関係について、参考資料として本案から抜粋して一覧表にまとめたものでございます。 説明については省略いたします。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ。ちょっと代表質問でも通告していたんですけど、省きましたんで少しだけ聞かしてください。いろいろ、多くの資料をつくっていただいているかと思うんですけど、目的としては、人口をふやすということが、単純に人口をふやすための計画だと思うんですけど、常々定住化促進の施策としまして、私のほうから、やはり飯塚市の魅力を上げるというところで、飯塚市の強みは何なんでしょうかというところでいろいろとお話をさせてもらっているんですけども。そういった部分をしっかり踏まえた上で計画策定をされていらっしゃるんでしょうか。

○総合政策課長

本案の策定に向けましては、まず市民アンケートをとっております。それから本案の60ページ以降にちょっと記載をしておりますけれども、市内の大学とか、市内の企業人で働く方から、ご意見をいただいたりもしております。特に61ページに企業サウンディングの意見をいただきましたけれども、こちらの意見の中で、やはり飯塚市に実際に働かれていて、飯塚市のことをよく知っていただている方々の意見として、当初自分が市外から見ていたイメージとだいぶギャップがあるなと。こうやってみるといいんだけど、飯塚市を全然知らない方は、やはりこう飯塚はとか、筑豊はとか、そういったイメージを抱いているので損しているんじゃないかと、そういった意見をよくいただくことが多くございましたのでその辺につきましては委員申されますとおりそういったことを踏まえた中で策定に向けての取り組みを行ってまいっております。

○永末委員

やっぱり、常々申し上げていますけど、やっぱこう飯塚の強みというのをしっかりと、やは り把握していただきたいと思います。今、課長のほうからもイメージ的な部分もありましたけ ど、私がやっぱり申し上げているのは、3つですね。まず、中核都市であるということですね。 福岡が4圏域に分けられることが多いですけれども、その中の中核都市であるということは非 常に、大きな強みでありますし、また環境面で大都市にアクセスがいいなかでも自然が残って いて、そういった環境がいいというふうなところ。それと、やはり2つ申し上げますけど地価 が安い。ちょっと代表質問ときにも調べていたんですけど、2015年から2017年の3カ 年にかけて、人口がふえた地区というのが示される資料がありまして、その中の全国の上位 100カ所の中に、福岡市を中心とする糟屋郡の30歳、40歳が入っていました。10位以 内に1カ所入っていたりしましたので、着実に人口が増えていく素地はありますので、すぐ近 くまでその流れは来ていますので、その壁をどう破るかという部分に苦慮されているのかと思 うんですけど、そこに対してやはり申し上げているんですが、そういった3要素に照らし合わ せると、やはり同じような、1つはそろっているけど、2つそろっていないとかですね。3つ そろっているというところは、ほぼないと思いますので、そういったところをしっかりブラン ド化していただきたいと思います。ブランド化と申し上げたときに、やはり一商品をブランド 化される、本当に大事だと思うんですけど、飯塚で暮らしていくとき、生活するときに、どう いった生活ができるのかというのが一番の強みじゃないかということを常々申し上げています ので、ぜひそこをしっかり掘り下げて、計画に落とし込まれるべきじゃないかと思うんですけ ど、その部分をちょっと答弁いただけますか。

○総合政策課長

本会議の質問等でもお答えをいたしましたけれども、本市の利点というか、特性の認識は、 今委員が言われた認識と我々でも同じ認識を持っています。本市は人口の規模に比べて医療機 関が充実しておったりとか、人口規模に比較して大学とか教育施設が充実しておる。それがまず1点でございます。それから県の中央に位置して筑豊地域の中核都市であること。それから交通アクセス、あるいは土地が安いということで、土地につきましても、地価公示価格で申しますと、県全体の3分の1、福岡市と比べたら6分の1程度になっております。そういったことは認識しておりまして、特に企業アンケートとか、ほかのアンケートもそうなんですけれども、人口移動のやっぱトレンドを見てみますと、どうしてもあの地域をわたるということにやっぱり一つ大きな障害があるなということは感じておりますので、その地域を移り住む、移り変わることのが何が障害なのかというと、やはり地域の持っているイメージでありますとか、そういったものがやっぱりどうしてもこう頭の中に描かれる。あるいは糟屋の方が移住をどう考えられるときに、同じ糟屋圏内とか福岡都市圏は頭にポッと書くんですけれども、逆に筑豊の飯塚とか、そういったことは、そもそも頭の中に並んで来ないといったものもあるんですよね。そういったことにつきましても、やはり委員が言われますように飯塚をブランド化することで、まず想定の中に思い浮かべていただくようなことを考えた中で施策を推進していくということの考えには立っておりますのでよろしくお願いいたします。

○永末委員

おっしゃられるとおりだと思うんですよね。ですけども計画を見ると何かそのあたりがちょ っと伝わってこないんですよね。いろいろこう突き詰めていくとやっぱりイメージアップは絶 対要ると思うんですけど。そこがやっぱりこう計画としてもやっぱりまだ弱いんじゃないかと 思いますし、実際によその地域からこっちに定住されている方と意見交換させてもらったら、 必ず皆さんそこを言われます。最初ちょっとこう、少しこの地域どうなのかなというふうに、 ちょっと不安な部分はあったけど、住んでみたらすごくいいところで、何でもっとこうこんな いいものをアピールしないんですかと、皆さん言われるんですよね。なので、そういった部分 をもっと自信を持ってブランド化していいんじゃないかと思いますし、自信を持ってイメージ をもっと改善させるようなこと、もっと訴求力のあるようなことをやるべきだと思うんですけ ど、一つこう言うばかりですので、提案なんですが、今やっぱり何ですかね。皆さんは同じよ うなことをやって選択肢が備わってきていますので、例えばユーチューブとか使って何かこう つくり込んだものじゃなくて、今既にある飯塚市の暮らしというのを単純に、そういうのをア ピールするのがうまい方とかと提携して何か今の飯塚の暮らし、例えばスーパーに行ったらこ れぐらい安く農作物が買えるとか、ちょっと足を伸ばせば、これだけの充実した公園があると か、保育所に関しても、すごく環境もいいと思うんですよね、飯塚市。恐らくちょっとよその 自治体の保育所の事情がわかりませんけど、あれだけ園庭がきちんとあって、自然豊かな中で 子育てができる環境って、私は普通に享受していますけど、多分普通じゃないと思うので、何 かそういうのをもうちょっとこう見える形で、全国的に発信、強力に発信すべきだと思うんで すけど、検討していただきますか。

○総合政策課長

本計画に基づきまして進捗の管理につきましては、もちろん専門部会も引き続き、専門部会についてもいろんな事業検討を行ってまいりますし、毎年進捗を確認します。専門部会の中に、そういったことを検討する機会を設けまして、具体的な事業として、例えば想定する事業として、そういうアピール事業と、そういったものを検討した中でどんな形がいいのかということは、今後も十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。 これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。